

公民館運営審議会
第7回定例会

議 事 録

日 時 2021年(令和3年)1月29日(金)
場 所 オンライン(Zoom)開催

公民館運営審議会 第7回定例会 次第

日時：2021年（令和3年）1月29日（金）

午前10時～正午

開催方法：Zoomでの開催

（来庁時の会場は市役所本庁舎8-1・2会議室）

1 前回議事録の確認【資料1】

2 議 題

（1）緊急事態宣言発出に伴う公民館の対応について【資料2】

（2）電子抽選の導入について【資料3・4】

3 その他

公民館サークル等の活動展示について【資料5】

以 上

【出席委員】

(委員長) 新實正美 (副委員長) 田中章
大久保政治 吉田勉 青木純子 落合英雄 猪野恭子 森正治 藤田美友紀 金子節子
岡元敏 山口洸 於保ミチ子 大島昭彦 三宅裕子 平井史子 窪田園子 清水萬喜子

【公民館】

山口鵠沼公民館長 中川六会公民館長

【事務局】

齋藤参事 井出主幹 田高課長補佐 村田上級主査

***** 午前10時00分 開会 *****

委員長

これより公民館運営審議会第7回定例会を開催いたします。

本日は、緊急事態宣言が発出されたこともあり、新型コロナウイルス感染防止のため、基本はZ o o mでの参加をお願いしております。しかしながら、急な開催でもありましたので、準備が間に合わず会議室で参加している方もいらっしゃいます。感染防止のためにも短時間で終わるよう、円滑な進行にご協力をお願いいたします。

事務局から、会議の成立及び欠席委員の確認、出席している公民館長、傍聴者、会議の公開・非公開、配付資料について報告をお願いします。

事務局

藤沢市公民館条例施行規則第3条により、審議会の成立要件として委員の過半数以上の出席が必要とされておりますが、委員定数20人に対しまして、本日、Z o o mでの参加が14人、会議室にお越しにいたっている委員が4人、欠席委員2人であることから、会議は成立しましたことをご報告申し上げます。

本日の欠席委員は、飯島委員と田部井委員となっております。

公民館長につきましては、鵠沼公民館の山口館長と六会公民館の中川館長がZ o o mでご出席となっております。傍聴者につきましては、感染拡大防止のため、なしとしております。

また、本日の会議につきましては公開とさせていただきます。

最後に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

委員長

1、前回議事録の確認から進めてまいりたいと思います。

前回の議事録については、事前に事務局から送付がありましたが、内容について何か修正等ありますでしょうか。

それでは、これで確定とさせていただきます。

では、2、議題に入ります。

(1) 緊急事態宣言発出に伴う公民館の対応についてです。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料2に基づいて説明いたします。

貸室については、1月7日に緊急事態宣言が発出されたことを受け、1月8日から11日の

間、午後7時以降の貸室を休止し、その後、一定の周知期間を考慮して、1月12日から2月7日まで全時間帯での貸室を休止しました。その結果、2月1日に予定していた4月分の抽選会は延期とさせていただきます。今後の予定については、解除の状況次第となりますが、電子抽選に切り替わるのは6月分の部屋の申請からとなりますので、4・5月分の抽選会は実施する必要があります。今後の予定については、解除の状況を見ながら検討させていただきたいと考えております。

2の公民館事業につきましては、2月7日までの事業は全て中止または延期といたしました。Z o o m等を活用しながら、可能な限り事業を実施していきたいと考えております。

委員長 各委員からご質問、ご意見ありますでしょうか。

於保委員 公民館からの連絡について、館によってタイミングが違うため、会員の間で情報が錯綜し、館に問い合わせをしなければなりません。今後登録を受ける際に、代表者等のメールアドレスを聞いて、一斉に連絡をした方がいいのではないかと思います。

事務局 今回については、金曜日に決定をしたために、土日月に利用する団体には早急に電話連絡をし、その他の団体には、後日郵送で連絡をした館が多かったかと思います。その関係で団体によって伝わるタイミングに差が出てしまったものと思います。

メールでの連絡ということについてですが、各館に確認すると、電話しても1回ではつながらず、折り返しや留守番電話になり、連絡が難しいことがあるとのこと。また、抽選会で皆さんに一斉に周知するという方法も取れなくなることから、次回の登録からは、各団体に確実に連絡が取れるメールアドレスをうかがって、メールで連絡する方法をとりたいと考えております。

委員長 今後は事務局だけでなく、利用者もデジタル化を進めていければいいと思いました。ほかにはいかがですか。

大久保委員 次の4月分の抽選会が、とりあえず2月15日に延期とのことですが、実施できるかどうかはいつ決まるのでしょうか。

事務局 緊急事態宣言が予定通り2月7日までであれば、2月15日に実施できると考えています。延長の可能性もありますが、緊急事態宣言下で実施するのは難しいと考えておりますので、今後の状況が分かり次第検討させていただきたいと思います。

岡元委員 生涯学習総務課でホームページに公民館の情報を掲載して、各サークルには1週間に1度見てください等の案内をした方が、効率がいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局 今回のように急に貸室休止が決まって、土日月の利用団体に早急に連絡する必要が生じた場合には、電話等での連絡が必要になりましたが、各館でお送りした通知には、今後の情報

はホームページに掲載するので、そちらを確認していただきたい旨を記載しておりますので、今後の情報はホームページで確認していただけたらと考えております。

委員長 ホームページは、こちらからアクセスしないと届かないのが課題で、早急な連絡は難しいのかもしれませんが、様々な方法を検討していただければと思います。

ほかに意見はないようなので、議題（２）電子抽選の導入について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料３に基づきまして、電子抽選導入のスケジュールについてご説明させていただきます。

当初は利用団体向けの説明会の開催を、各館で２４回予定しており、その後に個別のご相談に対応しながら、開始を迎えることを予定しておりました。しかしながら、緊急事態宣言の発出に伴い、当初予定の説明会を実施することができなくなりました。さらに緊急事態宣言が延長された場合は、館ごとの説明会の開催も難しくなってきます。そのことから、今後は各館の職員に詳細な説明を行い、各館の職員から利用団体の皆さんに個別の説明をしていく方法でやらざるを得ないと考えております。そのことから１月２０日から２９日までのシステムの検証期間を利用して、各館の職員にこちらから半日ずつ説明行いました。内容としては、申請方法の変更についての詳細な説明に加え、動画を利用した操作方法の説明、さらに質問事項については、疑問点が残らないように丁寧に説明させていただきました。また、今後利用団体の皆さんにどのように説明していくかということについても、意見交換をさせていただきました。

今後につきましては、２月１日にホームページに、操作方法を音声で説明した動画を公開し、申請方法の変更についての説明を掲載することに加え、システムにアクセスすることが難しい方がわかりやすいよう、システムへのアクセス方法について、検索ワードやＱＲコード等も掲載させていただきます。

各館の取り組み内容としましては、団体ごとに時間を決めて操作方法の説明を行なうほか、街頭端末を利用してシステムに慣れてもらうための体験会を実施することを検討していると聞いております。また、３月２０日からの申請の際も、初回は職員が一緒について操作することも検討しております。

昨年の１０月の実績で申し上げますと、藤沢市全体１３館で５，８００件の申請をいただいておりますが、すでにWEBで申請している割合が３２パーセントあります。抽選会の際の申請は紙でお願いしていて、これが５０パーセントで、残りの方が窓口で申請していただいております。今後は、紙で申請していた方について漏れなくサポートしていくことが重要と考えています。

本日は委員の皆様にも、説明会で説明する予定だった内容についてご覧いただき、ご意見をいただければと考えております。

まず、公民館の使用申請方法の変更についてご説明します。資料はございませんので、画面をご覧ください。

最初に変更日についてですが、２０２１年の３月２０日からとなります。この変更により４月１日から抽選会は実施しません。主な変更点は３つあります。一つ目は２０２１年６月

使用申請分から抽選会を廃止して電子抽選になるということ。二つ目は、従来は窓口で使用申請書を提出して許可証を受け取る方法もありましたが、使用申請書での申請が廃止となるということ。三つ目は、公民館の使用にあたっては、今後必ず団体登録が必要となるということです。

電子申請をするためには、パソコン・スマートフォン・公民館等に設置している街頭端末を利用してインターネットに接続し、公民館施設予約システムから申請していただく必要があります。システムの稼働時間は、午前8時30分から午前0時まで、空き状況の照会等の閲覧は24時間可能となっています。また、公民館等の街頭端末の利用時間は、開館日の午前8時30分から閉館時間までとなります。開館日や閉館時間は施設によって異なりますので、事前にご確認いただきます。電子申請をするためには、事前に公民館窓口で団体登録申請を行い、IDとパスワードを取得していただきます。

電子抽選の申込期間は、使用日の属する月の3月前の20日から末日まで。6月使用分を例にとると、3月20日から3月31日までが申込期間となります。公民館施設予約システムにより、ご希望の部屋、日にち、時間を指定してお申し込みください。電子抽選のルールがいくつかあります。一つ目は、申し込みができるのは、団体登録をした公民館の部屋のみであるということ。二つ目は、申請の際は使用希望の優先順位を設定していただくということ。三つ目は、抽選申込ができる区分数は、連続2区分、最大12区分までということです。

次に当選区分数ですが、申し込みは12区分までですが、当選するのは8区分までとなります。抽選日は2月前の1日で、これは今までの抽選会と同じ日になります。抽選方法は予約システムで機械により自動的に抽選を行います。抽選の方法については、基本的に今までの抽選会の方法と一緒です。まず申込者の抽選順位を決定し、申込者が指定した優先順位順に当選を決定し、これを全員の当選が決定するまで繰り返していきます。次に抽選結果がいつ確認できるのかということですが、これは、抽選当日の午前8時30分から予約システムで確認していただくことができます。今までは当選決定後に申請書を提出していただき、許可証の交付を受けていましたが、今後は当選を許可決定とみなしますので、使用日に使用料金をお支払いいただいで利用していただきます。

電子抽選後の空き部屋の随時申込みについてですが、使用日の属する月の2月前の2日の午前8時30分から使用日当日までに、予約システムを利用して先着順で申し込んでいただきます。引き続き窓口申請が必要なものは、(1)当日仕様の申請、(2)使用日の属する月の2月前の2日から14日までの保育室の申請、(3)減免申請となります。

申請可能区分数については、従来と同様ですが、使用日の属する月の2月前の2日から14日までは8区分まで、2月前の15日から前月の14日までは12区分、前月の15日以降は、使用区分制限なしとなります。

最後に、先ほど当選イコール許可を受けたものとみなすと申し上げましたが、当日までキャンセルがないと使用料金をお支払いいただくこととなりますので、キャンセルを忘れないようにしていただくとともに、直前のキャンセルで他の利用団体の活動を制限することにならないよう、使用しないことが決まった場合は、早急にキャンセルしていただきたいと考えております。

引き続き、操作方法の説明をさせていただきます。お手元の資料4と画面の動画をご覧ください。

この動画は、操作方法に音声を入れたもので、8分弱となります。2月1日からホームページに掲載して、利用者の皆様に見ていただきたいと考えております。

～資料4及び画面の動画を見ていただきながら、「抽選申込」「抽選申込の確認・変更」「抽選申込の取消」「抽選結果の確認」の操作方法について説明。

委員長 ご意見ご感想などありますでしょうか。

窪田委員 システム画面に表示されている「画面の色・文字サイズ変更」というボタンは、どのようなときに使えるのでしょうか。また、予約の際の申請期限と取消の際の申請期限が、それぞれいつまでなのか理解しにくかったので、確認させていただきたいと思います。

事務局 色・文字サイズ変更については、色が見にくい方や視力が弱い方が見やすくなるような、アクセシビリティのための設定です。
次に申請についてですが、例えば日曜日に使用したい場合を考えると、使用申請については金曜日の午後5時までとなりますが、キャンセルは土曜日の午後5時までとなります。

清水委員 今までの抽選会では、希望日が取れない場合はその場で第2希望が取れましたが、電子抽選では翌日まで取れないのでしょうか。

事務局 電子抽選では、抽選と同時に第2希望の部屋をとることはできませんが、あらかじめ12区分まで順位を決めて申請することができます。その場では選べませんが、第1希望が落選したら、第2希望が繰り上がることとなります。

吉田委員 申請方法の変更について説明してもらいましたが、周知方法について教えてもらいたいと思います。

事務局 申請方法の変更については、2月1日に操作方法の動画を公開する際に、あわせてホームページに掲載させていただきます。また2月25日号の広報にも掲載させていただきます。

青木委員 公民館から団体への説明として、ホームページだけでなく紙で見たいという方もいると思いますが、いかがでしょうか。

事務局 申請方法の変更と操作方法の説明文書は、12月1日付で抽選会でお渡ししたり郵送でお送りすることで、各団体にお渡ししています。その際に、説明会開催のご案内もしており、説明文書を見てわからない点があれば、お聞きいただきたいという説明をさせていただいているところです。

委員長 紙で見ないとわからないという方もいますので、親切な対応をされたのではないかと思います。

ます。

大久保委員 1コマ2時間という設定だと思いますが、2コマ連続で申込をして優先順位を同じにした場合は、一つの申込とみなされるのでしょうか。

事務局 2コマ連続で優先順位を同一にすると、セット申し込みという扱いになりますので、どちらも当選するか落選するかになります。一方で、別々の優先順位にすれば、別々の申し込みとみなされますので、それぞれが当選、落選する可能性があるという扱いになります。

山口委員 当選確定後に予約を取り消した場合、抽選結果の表示はそのままと書いてありますが、いつの時点で表示が変わるのでしょうか。キャンセルされたところをとりたい場合は、どうすればいいのでしょうか。

事務局 当選確定後については、抽選日にはキャンセルはできますが、申し込みはすることができません。キャンセルされたところを取りたい場合は、随時の申込となりますので、翌日から予約申請をしていただくことになります。

田中委員 丁寧な説明をされているので大丈夫かとは思いますが、自宅で操作するときに迷う方も多くいらっしゃると思います。慣れるまでの1年間くらいは、そのようなときに問い合わせをするコールセンターのようなものを設置することはできないのでしょうか。

事務局 操作方法の疑問点については、事前に説明させていただくことと、基本的には各公民館に聞いていただくことで対応していきたいと考えております。藤沢市の場合は、公民館に夜間と土日は職員がいいためご迷惑をおかけしますが、コールセンターの設置はコスト的に難しいところがありますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、基本的には各公民館にお問い合わせいただきたいと思いますが、操作方法の動画掲載ページ等には、問い合わせ先として生涯学習総務課の電話番号も掲載されていますので、開庁時間であればお問い合わせいただき、時間外であればお問い合わせフォームからお聞きいただき、後ほどこちらからご返事させていただければと思います。

金子委員 最近公民館に行くと、街頭端末に興味を持っている方が多くなったと感じています。公民館としても、街頭端末を利用される方に積極的に声掛けしていただければと思います。

岡元委員 土日夜間の対応について、非常勤職員への研修等についてどのように考えているのか、事務局にお伺いしたいと思います。

事務局 土日夜間の職員については、業務内容を定めて任用している関係で、公民館の使用方法や予約方法の細かい内容まで説明してもらうことは難しい状況です。基本的には、細かい内容のお問合せについては、公民館職員の勤務時間である、平日の午前8時30分から午後5時15分までの対応と考えております。

青木委員 団体登録は一つの公民館にしかできないのでしょうか、また、他の公民館を利用する場合は、窓口に行けばできるのでしょうか。

事務局 電子抽選に参加できるのは登録公民館のみで、登録は一つの公民館に決めていただきます。他の公民館の利用申し込みについては、抽選翌日午前8時30分からインターネットでできるようになります。

猪野委員 操作方法のマニュアルを、街頭端末を操作する際にすぐに見ることができるように、操作目的ごとに設置していただきたい。

事務局 そのように検討させていただきます。

岡元委員 善行の場合は建て替えのため体育館が使えません。工事中は他の公民館を利用することになると思いますが、どのように利用することになるのでしょうか。

事務局 電子抽選に参加するためには、使用したい施設の公民館に登録する必要がありますので、一時的に他の公民館に移籍していただく予定で、対象の団体には、善行公民館から案内をさせていただきます。

落合委員 地域の団体から、「私たちの団体は後期高齢者中心です。パソコンもありません。定期的な活動で毎週何曜日と決まっているので、私たちのようなサークルに不利にならないように補助をしてほしい」という要望が一点、もう一つ、「月に1度くらい集まって、サークル同士が顔を合わせることも良かった点があると思うので、貸館業務を効率化するのはいいけれども、それだけでなく、公民館としては、そういうつながりを大切にするような取り組みをしてほしい」というような要望があったので、お伝えしておきます。

事務局 不利にならないようにというお話ですが、本来であれば、すべての団体に定期的な活動が保証されていれば理想的なのですが、公共的な施設である以上、まずは公平に部屋を使うことができる担保が必要なので、抽選という形をとらざるを得ないことは、ご理解いただきたいと思います。ただし、抽選の参加に不公平がないよう、インターネットが使えない方でも、街頭端末を利用することができるよう、フォローしていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

また、月に一度サークルさん同士が顔を合わせる機会がなくなっていますので、今まで以上にサークル同士の交流を深める取組が必要になってくると考えております。

委員長 片瀬公民館は、早い段階から電子抽選を希望する意見が出されていて、今度は効率化だけでなくつながりを優先してほしいという意見もあり、大変心強い公民館利用者の方がいらっしやると感じました。

他にご意見がないようなので、これでこの議題については終了させていただきます。円滑

な導入に向けて進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

3のその他に移ります。委員の皆さんから何かありますでしょうか。

事務局から何かありますか。

事務局

それでは、資料5「公民館サークル等の活動展示について」ご説明させていただきます。

公民館まつりを今年度実施できなかったことから、各公民館でサークル等の活動展示を実施しています。資料のとおりでほとんど終了していますが、村岡公民館については、これからの予定で、2月22日から4月3日の実施を予定しております。

委員長

何かご質問等がありますでしょうか。

ないようでしたら、用意した議題はこれで終了しましたが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

それでは、本日ご出席いただきました公民館長からご挨拶いただければと思います。

まず、鶴沼公民館の山口館長からよろしく願いいたします。

鶴沼公民館長 鶴沼公民館の館長を務めております山口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

す。

本日は審議会委員の皆様のご意見を拝聴する機会を賜り、ありがとうございます。私は、昨年4月に館長になりましたけれども、着任早々緊急事態宣言の発令がございまして、公民館施設の使用中止を始めとして、計画していた事業も中止せざるを得ない状況でした。その段階では、影響がここまで長期にわたるとは思っていませんでしたが、現実的には今も厳しい状況が続いています。そのような中でも、多くのサークルが様々な工夫を凝らしながら活動されておりますし、公民館としても、オンラインの活用をする等、できる範囲の中で事業を実施しています。一方で公民館という施設は、生涯学習やコミュニティの拠点として、コロナ禍に限らず、利用者の安心安全を守っていかなければならないと思っておりますので、アクセルを踏むばかりでなく、ときにはブレーキを踏む必要もあると感じているところです。電子抽選もそのことに寄与していくところは大きいと思いますが、慣れるまで困惑する方もいらっしゃると思っておりますので、できる限り丁寧に寄り添いながら、定着するように貢献していきたいと考えております。今後の状況も不透明なところがありますが、利用者の安心安全を第一に考えながら、新しい生活様式を踏まえた、状況に応じた事業展開を継続していかれるよう、公民館職員とともに努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導いただきますよう、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございます。

委員長

山口館長、ありがとうございます。

コロナ禍で公民館の果たす役割というのが、館長の言葉で改めてわかりました。

それでは、六会公民館の中川館長、よろしく願いします。

六会公民館長 六会公民館の中川と申します。よろしく願いします。

私も、昨年4月から六会公民館の館長を拝命しております。本日は多くの貴重なご意見

をいただきましたが、その中でも電子抽選についてのご意見が多く、注目度が高いと感じております。私どもが12月1日にサークルの皆さんにお知らせを配布した際には、特に大きな反響はなかったのですが、最近は個別に心配するような声も聞かれております。緊急事態宣言の延長で休館が続いている中で、このまま3月の電子抽選への移行がスムーズに行えるか、大変危惧しているところです。委員の皆様からサポートの話も出ていましたが、利用者にとっては、公民館の職員が頼られる存在であると思いますので、我々が操作方法を熟知したうえでサークルの皆さんに寄り添っていきたいと考えております。また、電子抽選が導入された後も、サークルとの顔が見える関係を継続していきたいと考えており、そこが課題になるのではないかと考えております。緊急事態宣言の延長については、大きな混乱は生じていませんが、前半の事業のうち、後半に延期したのも中止になってしまったため、非常に残念に感じております。10月30日から時期をずらしてスタートした高齢者学級については、1月・2月に予定したものが4回中止になってしまい、最後までできるか危うい状況です。また、ホームページについては、積極的に見に行き、階層を追っていかないと必要な情報が取れないため、どうしたらサークルの皆さんにスムーズに情報を届けることができるか考えているところです。今後とも、委員の皆様の意見を参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

公民館で工夫されているところがよくわかりました。

以上で公民館運営審議会第7回定例会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。ご協力ありがとうございました。

以上

***** 午前11時45分 閉会 *****